

平成28年度簡易型建設副産物実態調査 実施要領

1. 調査対象工事

福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島県下で、平成28年4月1日～平成29年3月31日までに完成する「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）に基づく省令に定められた一定規模以上」の公共工事を対象とします。したがって、平成27年度以前に着工した工事であっても、平成28年度に完成した工事は対象になります。また、平成28年度に着工した工事であっても、平成29年度以降に完成する工事は含みません。記入する数量は、原則として*着工から完成までの全工期中の量を対象とします（図1参照）。

- ① 調査対象工事は、各機関が定めた工事を対象とします。ただし、資源有効利用促進法に基づく省令に定められた一定規模以上の工事は最低限対象としてください。

表1 資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事

再生資源利用計画書（実施書）	再生資源利用促進計画書（実施書）
次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する建設工事 1. 土砂・・・・・・・・・・1,000㎡以上 2. 砕石・・・・・・・・・・500 t以上 3. 加熱アスファルト混合物・・200 t以上	次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する建設工事 1. 土砂・・・・・・・・・・1,000㎡以上 2. コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材 } 合計 200 t以上

※建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄、木材、塩化ビニル管・継手、石膏ボード、その他の建設資材）及び建設廃棄物（その他のがれき類、建設汚泥、金属くず、紙くず、廃プラスチック類、廃塩化ビニル管・継手、廃石膏ボード、その他の分別された廃棄物、アスベスト（飛散性）、建設混合廃棄物）は、資源有効利用促進法で定められている品目ではありませんが、調査対象となる工事の中でこれらの品目が利用又は発生する場合には、あわせてご回答ください。

<<参考>>

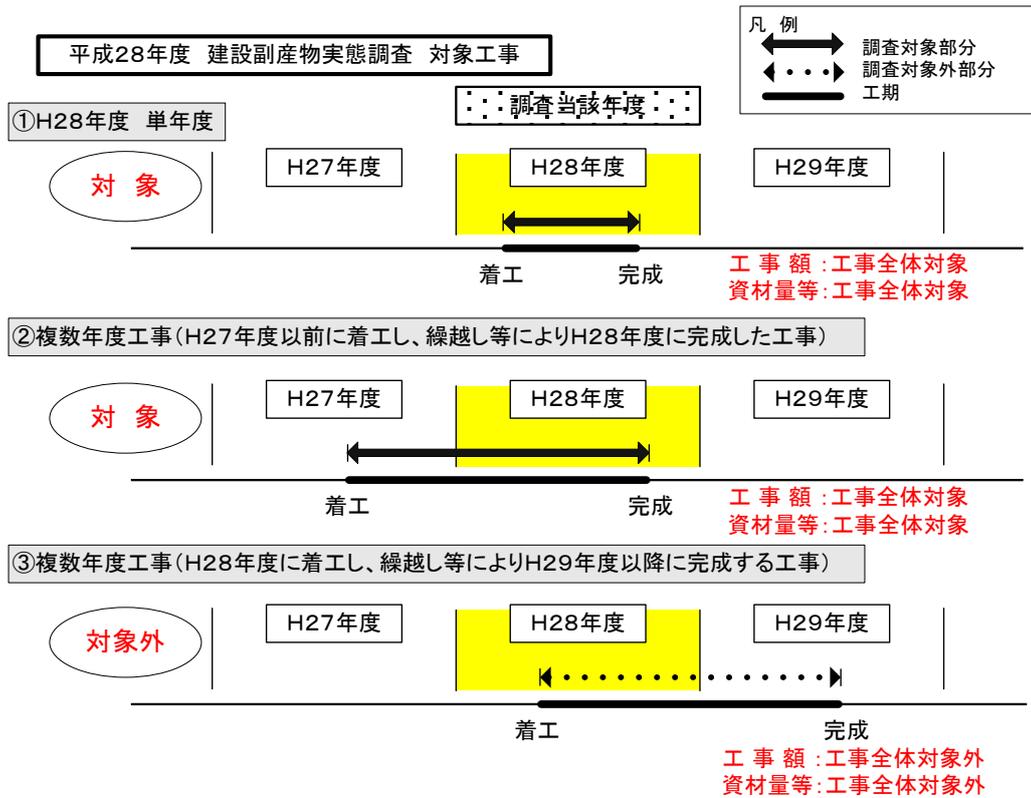


図1 調査対象工事の年度の考え方

2. 調査対象品目

本調査の対象品目は、利用する建設資材と、搬出する建設副産物（現場内利用含む）があり、具体的な品目は、下表のとおりです。

表2 調査対象品目

利用する建設資材	搬出する建設副産物
<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート ・コンクリート及び鉄から成る建設資材 ・木材 ・アスファルト混合物 ・土砂 ・砕石 ・塩化ビニル管・継手 ・石膏ボード ・その他の建設資材 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート塊 ・建設発生木材A (柱・ボードなどの木製資材が 廃棄物となったもの) ・アスファルト・コンクリート塊 ・その他がれき類 ・建設発生木材B (立木、除根材などが廃棄物となったもの) ・建設汚泥 ・金属くず ・廃塩化ビニル管・継手 ・廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く) ・廃石膏ボード ・紙くず ・アスベスト（飛散性） ・その他の分別された廃棄物 ・混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物） ・建設発生土

3. 調査データの作成及び提出方法

次のシステムを使用し、提出してください。

なお、データを機関毎に次の①又は②の方法で統一して集約した後、提出してください。

①「建設副産物情報交換システム (COBRIS)」

WEB上のシステムに直接御入力願います。

(WEBを利用しますと、データがサーバに格納されるため、データを改めて提出する必要がありません。)

②「建設リサイクルデータ統合システム (CREDAS)」にて作成したデータを電子媒体により提出願います。

※CREDAS のバージョンは CREDASV16 でお願いします。

(HPからのダウンロードにより入手できます。)

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/index.htm>

【締切日】

第1回目最終提出期限：平成28年12月9日（金）（4月～11月完了工事分）

第2回目最終提出期限：平成29年4月21日（金）（12月～3月完了工事分）

※4月～11月完了工事で第1回提出期限に間に合わなかった工事は、第2回に提出してください。

4. 記入上の注意

- ①発生量などの数値は、発生・利用しているにも関わらず、四捨五入して「0.0」となる場合は、「0.1」と記入してください。
例：建設発生木材Aが「40kg」発生した場合：「0.04トン」⇒「0.1トン」
- ②重量換算について
土砂、碎石、塩化ビニル管・継手、建設発生土以外の品目の数量単位は重量（トン）で記入してください。
体積から重量への換算は、個々の実態に基づいて記入してください。
実態値がない場合には、換算表（表9）を参考にして記入してください。
- ③再生資材の供給元及び建設副産物の搬出先については、箇所毎に全ての内訳を記入してください。
ただし、建設副産物のうち「その他の分別された廃棄物」については、搬出先種類毎（売却、再資源化施設など）に1箇所として合算して記入してください。
- ④震災関連工事は、建設副産物発生量や、再資源化率などの建設リサイクル状況に大きな変化を与えているものと考えられ、その影響度合いを把握するため、震災関連工事の項目を追加しています。震災関連工事の定義は、次表のとおりです。

表3 震災関連工事

1. 震災が原因による解体・とりこわし工事	震災により建築物や構造物が崩壊したため、解体・とりこわしを行った工事（例：橋脚撤去工事、公民館解体工事など）
2. 震災が原因による復旧・建設工事	震災により建築物等が崩壊し、その復旧工事又は建設を行った工事（例：斜面復旧工事、道路新設工事など）
3. それ以外の工事	上記1、2以外の工事

※公共工事における震災関連工事は、次の費目に計上されたものをいう。

河川等災害復旧費、道路災害復旧費、港湾災害復旧費、都市災害復旧事業費補助、河川等災害復旧事業費補助、港湾施設災害復旧事業費補助、河川等大規模災害関連事業費、河川等災害関連緊急事業費、河川等災害復旧関連事業費補助、河川等災害復旧助成事業費補助、災害関連緊急砂防等事業費補助、港湾施設災害関連事業費補助、後進地域特例適用団体等補助率差額

表4 建設資材利用〔調査対象品目〕

分類	小分類	具体的品目説明
コンクリート	生コンクリート	新材骨材を用いた生コンクリート
	コンクリート用再生骨材H、M、Lを用いた生コンクリート	コンクリート用再生骨材（H、M、L）を用いた生コンクリート
	再生生コンクリート（その他のCo再生骨材）	「コンクリート用再生骨材（H、M、L）」以外の再生骨材を用いた生コンクリート
	再生生コンクリート（Co再生骨材以外の再生材）	コンクリート再生骨材以外の再生材を用いた生コンクリート
	無筋コンクリート二次製品	コンクリートブロック、コンクリート製インターロッキングブロック、間知ブロック、テラゾブロックなど
	その他	軽量コンクリート、特殊コンクリート
建及コン 設び鉄 資鉄リ 材か から 成 る	有筋コンクリート二次製品	PC版、コンクリート平板・U字溝等二次製品など
	その他	有筋コンクリート二次製品以外の有筋コンクリート
木材	木材（ボード類除く）	角材、集成材（ボード除く）、植生基盤材など（植裁用の樹木は除く）。
	木質ボード	板材、パーティクルボード、合板、集成材（ボード）、繊維板など。
アスファルト混合物	粗粒度アスファルト混合物	骨材に補足材料又はアスファルトを加えたものを加熱、混合した粗粒度アスファルト・コンクリート
	密粒度アスファルト混合物	骨材に補足材料又はアスファルトを加えたものを加熱、混合した密粒度アスファルト・コンクリート
	細粒度アスファルト混合物	骨材に補足材料又はアスファルトを加えたものを加熱、混合した細粒度アスファルト・コンクリート
	開粒度アスファルト混合物	骨材に補足材料又はアスファルトを加えたものを加熱、混合した開粒度アスファルト・コンクリート
	改質アスファルト混合物	通常のアスファルト混合物に改質材の添加や改質操作を行ったアスファルト・コンクリート
	アスファルト・モルタル	骨材に補足材料又はアスファルトを加えたものを加熱、混合したアスファルト・モルタル
	加熱アスファルト安定処理混合物	骨材に補足材料又はアスファルトを加えたものを加熱、混合したアスファルト安定処理混合物
	その他	上記以外のアスファルト混合物

表5 建設資材利用〔調査対象品目〕

分類	小分類	具体的品目説明
土砂	建設発生土 (第1種～第4種 建設発生土、浚渫土 以外の泥土)	工事等で発生した土砂のことで、建設資材として再利用が可能なもの。土質区分については、表8参照。
	泥土	浚渫土以外の泥土
	浚渫土	港湾、河川等の浚渫に伴って生ずる土砂その他これに類するもの
	土質改良土 (土質改良プラント からの購入土) (第1種～第4種 改良土)	工事等で発生した低品質の建設発生土を再利用するために、土質改良プラントにて石灰やセメント等を添加して含水比を低下させたり、粒度調整をしたりして、ある一定基準を満たす品質に高められた建設発生土(第1種改良土～第4種改良土)。ただし、含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されない。
	建設汚泥処理土	建設汚泥に焼成、脱水、乾燥またはセメント・石灰等による安定処理等を行い、その性状を改良したもの
	再生コンクリート砂	コンクリート塊から製造した砂
	山砂、山土などの新材 (採取土、購入土)	土砂採取場で採取された山砂、山土で埋め戻し、盛土等、土砂搬入工事に使用するために購入された土砂
砕石	クラッシャーラン	岩石等を破碎した砕石、又は、コンクリート塊から製造した骨材に必要な応じて補足材料を加えて混合した路盤材料(再生クラッシャーラン)
	粒度調整砕石	一定範囲の粒度となるよう調整した砕石、又は、コンクリート塊から製造した骨材に必要な応じて補足材料を加えたものを適当な割合で混合して粒度調整した路盤材(再生粒度調整砕石)
	鉍さい	高炉スラグ、転炉スラグ、電気炉スラグ
	単粒度砕石	均一の粒度となるよう調整した砕石
	ぐり石、割ぐり石	玉石大に割った石。原石を破碎した石
	その他	上記以外の砕石

表6 建設資材利用〔調査対象品目〕

分類	小分類	具体的品目説明
ル塩化ビニ ・継手	硬質塩化ビニル管	可塑剤が入っていない硬質塩化ビニル管
	その他	硬質塩化ビニル管以外の塩化ビニル・継手
石膏ボード	石膏ボード	石膏を芯として、その両面及び長さ方向の側面をボード用原紙で被覆した標準的なもの
	シーリング石膏ボード	両面のボード用原紙及び芯の石膏に防水処理を施したもの
	強化石膏ボード	芯に無機質繊維などを混入したもの
	化粧石膏ボード	石膏ボードの表面を化粧加工したもの
	石膏ラスボード	石膏ボードの表面に長方形のくぼみを付けたもの
	その他	上記以外の石膏ボード

表7 建設副産物搬出〔調査対象品目〕

	調査対象品目の名称 (発生時の性状で区分)	定義
建設 廃棄物	コンクリート塊	コンクリートの破片、コンクリートブロック
	アスファルト・コンクリート塊	アスファルトコンクリートの破片
	その他がれき類	レンガや瓦、がれき類の微粉末
	建設発生木材A (柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの)	木製資材(角材、合板、パーティクルボード、集成材、繊維板等)が廃棄物となったもの ※伐木材、除根材、剪定枝、除草等は含まない。
	建設発生木材B (立木、除根材などが廃棄物となったもの)	伐木材、除根材等 ただし、剪定枝、除草等は含まない
	建設汚泥	<ul style="list-style-type: none"> 建設工事等に係わる掘削工事に伴って排出されるもののうち、標準ダンプトラックに山積みができず、またその上を人が歩けない状態のもの(コーン指数がおおむね200kN/m²(2kgf/cm²)以下 または一軸圧縮強さが50kN/m²(0.5kgf/cm²)以下) 廃ベントナイト泥水 リバーシ工法等に伴う廃泥水 出典:「建設廃棄物処理ガイドライン」 (株)ぎょうせい(1990.6.20発行) 「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」 (H2厚生省衛産37号)
	金属くず	鉄骨鉄筋くず、金属加工くず等
	廃塩化ビニル管・継手	塩化ビニル管・継手が廃棄物となったもの
	廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)	フィルム、発泡スチロール等の包装資材等 ※廃塩化ビニル管・継手は、廃塩化ビニル管・継手の欄に記入してください。
	廃石膏ボード	石膏ボードが廃棄物となったもの
	紙くず	工事現場で使用した紙類、ダンボール類
	アスベスト(飛散性)	吹付けアスベスト除去物(飛散性アスベスト)
	その他分別された廃棄物	上記以外の廃棄物で現場分別し、排出されたもの
	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	上記の建設廃棄物が混合状態となったもの
建設発生土	表8 参照 第1種建設発生土 ┆ 浚渫土(建設汚泥を除く)	
	・建設工事に伴い発生する土砂や浚渫土	

注1) 上表の区分は、原則として発生した時点での状態で判断してください。
但し、「混合状態の廃棄物(建設混合廃棄物)」は、現場外へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものと見なすこととします。

注2) 分類の不明確なものについては、実際の処理に合わせて記入していただいて結構です。

表8 土質区分

区 分	細区分	コーン 指数 qc kN/m ²	土質材料の工学的分類		備 考		むかし の 区分
			大分類	土 質	含水比 (地山) W _n (%)	掘削 方法	
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに 準ずる物)	第1種	—	礫質土	礫 {G} 砂礫 {GS}	—		第1種 建設 発生土
	第1種 改良土		人工材料	改良土 {I}			
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及び これらに準ずる物)	第2a種	800 以上	礫質土	細粒分まじり礫 {GF}	—		第2種 建設 発生土
	第2b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—		
	第2種 改良土		人工材料	改良土 {I}	—		
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保 される粘性土及び これに準ずる物)	第3a種	400 以上	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—		第3種 建設 発生土
	第3b種		粘性土	シルト {M}、 粘土 {C}	40%程度 以下		
			火山灰質 粘性土	火山灰質 粘性土 {V}	—		
	第3種 改良土		人工材料	改良土 {I}	—		
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準 ずる物〔第3種建設 発生土を除く〕)	第4a種	200 以上	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—		第4種 建設 発生土
	第4b種		粘性土	シルト {M}、 粘土 {C}	40~ 80%程度		
			火山灰質 粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—		
			有機質土	有機質土 {O}	40~ 80%程度		
	第4種 改良土		人工材料	改良土 {I}	—		
泥 土	泥土a	200 未満	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—		泥土 (浚渫 工事に 伴う泥 土は浚 渫土)
	泥土b		粘性土	シルト {M}、 粘土 {C}	80% 程度以上		
			火山灰質 粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—		
			有機質土	有機質土 {O}	80% 程度以上		
	泥土c		高有機質土	高有機質土 {Pt}	—		

出典：「発生土利用基準について」（平成18年8月10日 国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）

＜重量換算について＞

体積から重量への換算は、個々の実態に基づいて記入してください。

実態値がない場合には、換算表（表 9）を参考にして記入してください。

表 9 〈参考〉重量換算係数（ t/m^3 ）

	荷積み状態での換算値		実体積による換算値	産業廃棄物 (環境省) ※注2
	建廃ガイドライン値 ※注1	参考値	参考値	
建設汚泥	1.2～1.6	1.4	1.4	1.10
コンクリート塊	(建設廃材 1.6～1.8)	1.8	2.35 (無筋)	1.48
アスファルト ・コンクリート塊		1.8	2.35	
建設発生木材	0.4～0.7	0.5		0.55
建設混合廃棄物			0.24～ 0.30 ※注3	0.26
砕石	—	—	2.0 ※注4	—
廃プラスチック	—	—	1.1	0.35
廃塩化ビニル管・ 継手	—	200 ※注5 (kg/m^3) (管・パイプ)		
廃石膏ボード	—	0.65 ～0.8 ※注6		
紙くず	—	—	0.5	0.30
アスベスト	—	—	0.9	0.30

注1) 建廃ガイドライン値：『「建設廃棄物処理ガイドライン」厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室監修』による値

注2) 産業廃棄物（環境省）：『産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について』（環産廃発第061227006号）の別添2に示された換算係数。ただし、建設廃棄物に限定するものではないため、注意が必要。

注3) 建設混合廃棄物は（社）建設業協会及び（社）全国産業廃棄物協会の混合廃棄物組成分析調査結果による。

注4) 盛土状態での換算値。『「道路橋示方書・同解説」（社）日本道路協会』等による値。

注5) 塩化ビニル管・継手協会のリサイクル協力会社における値。

注6) （社）石膏ボード工業会『石膏ボードハンドブック』による値。

表10 搬出先の種類の定義

建設発生土の場合	
コード	具体的説明
1. 売却	搬出工事の請負会社が建設発生土を売却してその代価を得た場合
2. 他の工事現場 (内陸)	内陸の建設発生土を必要とする工事（公共、民間は問わない）への搬出 (売却は除く) 例：埋め戻し、盛土、路盤材、池沼の埋立、宅地造成、土地改良等
3. 他の工事現場 (海面)	海面埋立工事、海岸・海浜事業等
4. 土質改良プラント (再利用先工事が 決定)	土質改良プラントへの搬出で、再利用される工事の予定がある場合
5. 土質改良プラント (再利用先工事が 未決定)	土質改良プラントへの搬出で、再利用される工事が未決定の場合
6. スtockヤード (再利用先工事が 決定)	建設発生土の一時保管場所（仮置き場）、中継施設、積換施設への搬出で、再利用される工事の予定がある場合
7. スtockヤード (再利用先工事が 未決定)	建設発生土の一時保管場所（仮置き場）、中継施設、積換施設への搬出で、再利用される工事が未決定の場合
8. 工事予定地	次年度以降に工事計画等の予定地（仮置き場）へ搬出した場合
9. 採石場・砂利採取 跡地等復旧事業	砕石や砂利を採取した窪地等の跡地を復旧（埋め戻し）するために搬出した場合
10. 廃棄物最終処分場 (覆土としての受入)	廃棄物処理法で規定された最終処分場の覆土として搬出した場合
11. 廃棄物最終処分場 (覆土以外の受入)	廃棄物処理法で規定された最終処分場（覆土以外）へ搬出した場合
12. 建設発生土受入地 (公共事業の土捨場)	公共事業で確保した建設発生土受入地（土捨場）へ搬出した場合
13. 建設発生土受入地 (農地受入)	個人農家の農地を嵩上げする目的などで、搬出した場合
14. 建設発生土受入地 (民間土捨場・ 残土処分場)	民間の建設発生土受入地（土捨場・残土処分場）へ搬出した場合

表 1 1 搬出先の種類の定義

建設廃棄物の場合																									
コード	定義																								
1. 売却	搬出工事の請負会社が建設廃棄物（発生時点）を売却してその代価を得た場合（有価物）																								
2. 他の工事現場	廃棄物処理法に規定された「再生利用指定制度」（個別指定制度、一般指定制度、大臣認定）を活用して、建設廃棄物を必要とする工事（公共、民間は問わない）へ搬出（売却は除く）																								
3. 広域認定制度による処理	廃棄物処理法に規定された「広域認定制度」を活用して、当該製品の製造、加工、販売等の事業を行う者が適正な処理を行った場合																								
4. 中間処理施設（再資源化施設：合材プラント）	アスファルト・コンクリート塊を破砕処理し、再生アスファルト合材用骨材として利用している合材プラント																								
5. 中間処理施設（再資源化処理：合材プラント以外）	建設廃棄物の破砕、脱水等の再生・再資源化処理をする中間処理施設への搬出で、以下に例を示す。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">建設廃棄物の種類</th> <th style="width: 50%;">施設の種類の</th> <th style="width: 30%;">主な再生材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊</td> <td>建設廃材処理施設（アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の破砕施設）</td> <td>再生砕石</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>チップ化施設、選別施設処理施設</td> <td>木材チップ</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>汚泥処理施設（汚泥の脱水、天日乾燥、汚泥の焼成施設等）</td> <td>流動化処理土改良建設汚泥</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック</td> <td>廃プラスチック処理施設（ペレット化、油化、溶融固化等）</td> <td>ペレット、再生油、固形燃料</td> </tr> <tr> <td>廃塩化ビニル管・継手</td> <td>廃塩化ビニル管・継手処理施設</td> <td>塩化ビニル管</td> </tr> <tr> <td>廃石膏ボード</td> <td>廃石膏ボード処理施設</td> <td>石膏ボード</td> </tr> <tr> <td>混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）</td> <td>選別施設</td> <td>土砂、コンクリート塊、木くず、廃プラ等の単品</td> </tr> </tbody> </table>	建設廃棄物の種類	施設の種類の	主な再生材	アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊	建設廃材処理施設（アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の破砕施設）	再生砕石	建設発生木材	チップ化施設、選別施設処理施設	木材チップ	建設汚泥	汚泥処理施設（汚泥の脱水、天日乾燥、汚泥の焼成施設等）	流動化処理土改良建設汚泥	廃プラスチック	廃プラスチック処理施設（ペレット化、油化、溶融固化等）	ペレット、再生油、固形燃料	廃塩化ビニル管・継手	廃塩化ビニル管・継手処理施設	塩化ビニル管	廃石膏ボード	廃石膏ボード処理施設	石膏ボード	混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	選別施設	土砂、コンクリート塊、木くず、廃プラ等の単品
建設廃棄物の種類	施設の種類の	主な再生材																							
アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊	建設廃材処理施設（アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の破砕施設）	再生砕石																							
建設発生木材	チップ化施設、選別施設処理施設	木材チップ																							
建設汚泥	汚泥処理施設（汚泥の脱水、天日乾燥、汚泥の焼成施設等）	流動化処理土改良建設汚泥																							
廃プラスチック	廃プラスチック処理施設（ペレット化、油化、溶融固化等）	ペレット、再生油、固形燃料																							
廃塩化ビニル管・継手	廃塩化ビニル管・継手処理施設	塩化ビニル管																							
廃石膏ボード	廃石膏ボード処理施設	石膏ボード																							
混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	選別施設	土砂、コンクリート塊、木くず、廃プラ等の単品																							
6. 中間処理施設（サーマルリサイクル）	建設廃棄物を熱源として利用し熱回収（サーマルリサイクル）する中間処理施設への搬出で、以下に例を示す。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">建設発生木材</td> <td>燃料化施設を有する建設発生木材処理施設 例：バイオマス発電施設、セメント工場</td> </tr> </tbody> </table>	建設発生木材	燃料化施設を有する建設発生木材処理施設 例：バイオマス発電施設、セメント工場																						
建設発生木材	燃料化施設を有する建設発生木材処理施設 例：バイオマス発電施設、セメント工場																								
7. 中間処理施設（単純焼却）	建設発生木材又は建設混合廃棄物で、再生利用（熱回収を含む）を行わず、単純焼却、減容化のみ行う中間処理施設への搬出で、以下のもの。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">建設発生木材</td> <td>チップ化施設、選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設 例：木くずの単純焼却施設</td> </tr> <tr> <td>建設混合廃棄物</td> <td>選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設 例：建設混合廃棄物の単純焼却施設、減容化施設</td> </tr> </tbody> </table>	建設発生木材	チップ化施設、選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設 例：木くずの単純焼却施設	建設混合廃棄物	選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設 例：建設混合廃棄物の単純焼却施設、減容化施設																				
建設発生木材	チップ化施設、選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設 例：木くずの単純焼却施設																								
建設混合廃棄物	選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設 例：建設混合廃棄物の単純焼却施設、減容化施設																								
8. 廃棄物最終処分場（海面処分場）	（廃棄物処理法で規定された）海面型最終処分場（安定型、管理型、遮蔽型）への搬出																								
9. 廃棄物最終処分場（内陸処分場）	（廃棄物処理法で規定された）内陸型最終処分場（安定型、管理型、遮蔽型）への搬出																								
10. その他の処分	その他の再利用に供しない施設等への搬出（最終処分場扱い） 選択した場合は、確認の連絡をする場合があります。																								